

全国商工会議所青年部連合会

全国大会開催地および主管青年部連合会決定に関する規程

平成 3年 2月 7日	制定
平成 8年 2月 8日	改正
平成 8年 7月 11日	改正
平成 9年 3月 21日	改正
平成 15年 2月 8日	改正
平成 19年 3月 16日	改正
平成 23年 3月 31日	改正

1. 目的

全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）全国大会開催地および主管道府県商工会議所青年部連合会の選定を円滑に実施するための手続き等を次の通り定める。

2. 主管・開催

(1) 全国9ブロックを

- ・東地区(北海道、東北、関東)
- ・中地区(北陸信越、東海、近畿)
- ・西地区(中国、四国、九州)

の3地区に分ける。

(2) 主管地は、東地区、中地区、西地区の順に3地区を巡回する。

(3) 各々の地区内での開催地は、ブロック代表理事と地区担当副会長との協議により候補地1ヵ所に選定のうえ本会に推薦し、執行部にて報告・審査する。

なお、開催順に当たる地区でその希望がない場合には、次の地区に譲るものとする。

(4) 主管地は、未開催道府県を優先し全国一巡することを原則とする。但し、ブロック内にて選定された場合は、この限りでない。

3. 開催地

全国大会の開催地を希望する商工会議所青年部は、次の事項を満たしていなければならない。

(1) 青年部は当該大会開催年度の4年前の年度末日(3月31日)において本会加入3年以上経過していること。

(2) 開催地商工会議所および都道府県商工会議所連合会の全面的な協力が得られること。

(3) ブロック大会または道府県連合(道府県下)会員大会の開催経験があること。

(4) 全国大会を主管・開催する前年度及び当該年度において、本会への出向者を選出する事。

* 出向する者は、その全国大会の大会会長をする者が望ましい

(5) 本会への会費の滞納がないこと。

4. 開催候補地選定・届出までの手続き

(1) 開催希望地の照会

本会は、当該大会開催年度の3年前の年度の7月末日までに、開催候補地選定の対象となる地区(東、中、西のいずれか1地区。以下「対象地区」という。)内の各道府県商工会議所青年部連合会宛に開催希望照会のための文書を送付する。

(2) 開催希望の意思表示

開催を希望する道府県商工会議所青年部連合会は、3年前の年度の10月末日までに地区内所定の様式によりブロック代表理事に「全国大会主管地・開催立候補意思表示届書」および添付書類を提出し、意思表示を行う。

(3) 開催候補地の選定

前記(2)の意思表示を受けて、対象地区担当副会長はブロック代表理事と協議の上、3年前の年度の1月末日までに開催候補地の選定を行う。開催希望が複数の場合は、1候補地に調整し選定するものとする。

(4) 開催候補地の届出

選定された開催候補地の青年部および道府県青年部連合会は、当該ブロック代表理事を通じて「全国大会主管立候補届出書」および添付書を、本会宛に前々年度の4月初旬までに提出する。

5. 審査・決定

本会が受理した立候補届は、執行部会議において検討し、役員会は、現地調査の報告を踏まえて審議する。主管道府県青年部連合会および開催地青年部を前々年度の7月末日までに決定し、直ちに当該連合会および青年部に通知する。

6. 運営

決定・指名された主管道府県青年部連合会および開催地青年部は、「全国大会開催要綱」に基づき準備・運営しなければならない。

以上、本規程は、平成23年度全国大会より適用する。